

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		無許可営業者の市場外への退去命令
根拠条例・規則等名		さいたま市食肉中央卸売市場業務規程
条 項		第 8 4 条 第 2 項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	1 許可を受けた業務以外の営業行為を行ったとき。 2 許可を受けずに市場内で営業行為を行ったとき。
	設定等年月日	平成 1 7 年 5 月 1 日 設定 令和 2 年 6 月 2 1 日 最終改正
備 考		